

群馬中央医療生活協同組合介護初任者研修奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は群馬中央医療生活協同組合が主催若しくは共済する介護初任者研修において、初任者研修修了資格をめざすものの奨学金について定める。

(対象)

第2条 介護初任者研修修了後、群馬中央医療生協若しくは社会福祉法人協同福祉会の運営する事業所等において勤務を希望する者を対象とする。

(奨学金額)

第3条 奨学金は介護初任者研修会主催の所定受講料とする。

(奨学金の支給方法)

第4条 奨学金は介護初任者研修開校時に一括して支給する。

(奨学金の返済)

第5条 奨学金の貸与を受けたものは、以下に該当したとき、1か月以内に返済しなければならない。

- (1) 研修を中断したとき
- (2) 群馬中央医療生協若しくは社会福祉法人協同福祉会の事業所に勤務する意思がなくなったとき
- (3) 群馬中央医療生協若しくは社会福祉法人協同福祉会に採用されなかったとき
- (4) 所定勤務期間が1年に満たないとき、この場合は貸与額から勤務月数に5000円を乗じた額を差し引いた残りの額

(奨学金の返済免除)

第6条 群馬中央医療生協若しくは社会福祉法人協同福祉会に週20時間以上の雇用契約を取り交わした場合は返済を免除する。

(奨学金の手続き)

第7条 奨学金の申し込みは、所定の介護初任者研修奨学金申し込み書]及び「履歴書」に必要事項を記入の上、本部総務部に提出すること
奨学金の貸与決定後、受領した際、「奨学金受領書」に署名捺印を行うこと

(採用)

第8条 この適応にあたって、必要書類とともに本人面接を行い、常勤役員会が採用承認を行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は常勤役員会にて行う。

附則

この規程は2016年7月12日より施行する。